

TEPCO

ピーク抑制型季節別時間帯別電灯 (選択約款)

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更後の選択約款の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の選択約款の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適用範囲

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当

該一般送配電事業者等が定めるものに限り、)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、5(季節区分および時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、この選択約款実施の際現に選択約款のピーク抑制型季節別時間帯別電灯(令和5年4月1日実施。)の適用を受けている場合に適用いたします。

4 契約容量

- (1) 契約上使用できる負荷設備(以下「契約負荷設備」といいます。)をあらかじめ設定していただきます。
- (2) 契約容量は、原則として実施細目2(契約容量)にもとづき定めます。

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク 時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ロ 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,375円44銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,292円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	295円24銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット時につき	54円73銭
------------	--------

ロ 昼間時間

1キロワット時につき	39円13銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	29円05銭
------------	--------

7 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごと

の接続供給電力量といたします。

- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- (2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

9 そ の 他

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに特定小売供給約款〔令和5年6月1日実施。〕別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、特定小売供給約款（令和5年6月1日実施。）別表3（契約負荷設備の総容量の算定）に準じて総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）に準じて算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取

り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ワット} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、最大電流5アンペアの電流制限器および需給約款15（スタンダードプラン）(1)ロ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ワット} \times \frac{1}{1,000}$$

附 則（実施期日）

この選択約款は、令和5年7月1日から実施いたします。